

ID: 1565

担当部署: 地域整備課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の5第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の5の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の変更)</p> <p>第45条の5 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日